

平成27年第2回定例会

鳴 沢 村 議 会 会 議 録

平成27年6月16日 開会

平成27年6月22日 閉会

鳴 沢 村 議 会

平成27年第2回鳴沢村議会定例会会議録

平成27年6月16日、鳴沢村議会定例会は鳴沢村役場に招集された。

1、応招議員

1番	三浦直樹	2番	渡辺圭一
3番	小林清一	4番	小林昭一
5番	渡邊政司	6番	佐藤博水
7番	三浦利雄	8番	小林利雄
9番	渡辺久男	10番	渡邊明雄

2、不応招議員

なし。

3、出席議員

応招議員に同じ。

4、欠席議員

なし。

5、地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職氏名

村長 小林 優 教育長 渡辺千秋 総務課長 渡辺伸一
税務課長 渡辺安司 企画課長 渡辺一博
福祉保健課長 渡辺英博 住民課長 木暮富人
振興課長 三浦寿得 会計管理者 佐藤政中

6、本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 渡辺 積
議会事務局長書記 渡邊 寛

7、会議事件

報告第2号 号第一区・第二区からの陳情及び回答の報告
報告第3号 号平成26年度鳴沢村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告

- 報告第4 号平成26年度鳴沢村簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告
- 報告第5 号平成26年度鳴沢村介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告
- 報告第6 号教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検並びに評価の報告
- 議案第31号鳴沢村ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を定める件
- 議案第32号平成27年度鳴沢村一般会計補正予算（第1号）
- 議案第33号平成27年度鳴沢村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第34号平成27年度鳴沢村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第35号平成27年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 同意第3 号鳴沢村固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求める件

8、本日の議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸般の報告
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 報告第2 号第一区・第二区からの陳情及び回答の報告
- 日程第5 報告第3 号平成26年度鳴沢村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告
- 日程第6 報告第4 号平成26年度鳴沢村簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告
- 日程第7 報告第5 号平成26年度鳴沢村介護保険特別会計

繰越明許費繰越計算書の報告

- 日程第 8 報告第 6 号教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検並びに評価の報告
- 日程第 9 議案第 3 1 号鳴沢村ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を定める件
- 日程第 1 0 議案第 3 2 号平成 2 7 年度鳴沢村一般会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 1 1 議案第 3 3 号平成 2 7 年度鳴沢村国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 1 2 議案第 3 4 号平成 2 7 年度鳴沢村簡易水道事業特別会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 1 3 議案第 3 5 号平成 2 7 年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 1 4 一般質問

◎議長挨拶

議長（渡邊明雄君） 皆さん、おはようございます。

平成 2 7 年第 2 回定例会開会に先立ち、ご挨拶申し上げます。

本日ここに、平成 2 7 年第 2 回鳴沢村議会定例会をお願いいたしましたところ、議員の皆様には何かとご多用のところご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

また、議員の皆様におかれましては、平素から議会の運営に当たりましてご理解とご支援をいただいておりますことに、あわせて厚く御礼申し上げます。

さわやかな初夏の気候から 6 月に入り、梅雨の季節となりました。議員の皆様におかれましても、体調管理は十二分にご配慮をいただきますようお願いいたします。

さて、本定例会の議案につきまして、よろしく慎重審議いただきますようお願い申し上げます、ご挨拶といたします。

開会 午前10時01分

議長（渡邊明雄君） ただいまから、平成27年第2回鳴沢村議会議定例会を開会いたします。

出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎村長挨拶

議長（渡邊明雄君） ここで、村長より定例会招集に際しての挨拶を受けます。鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） どうも改めましておはようございます。

本日、平成27年鳴沢村議会第2回定例会をお願いしましたところ、議員さん全員の出席のもと、開会できますことを、まずもって厚くお礼を申し上げさせていただきます。

本定例会は、議員さん改選後初の定例会ということで、新しい議員さんには戸惑うこともあるかと思いますが、議員必携や慣習、慣例、議会での取り組み等暫時勉強していただき、これらは村民または鳴沢村を住みよくするための取り決めだにご理解をいただき、議員活動に精励されますようお願いを申し上げます。

さて、本定例会に提出します案件は、報告5件、村条例改正1件、補正予算4件、同意1件であります。どうか慎重審議の上可決くださいますようお願い申し上げます、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（渡邊明雄君） これより日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

議長（渡邊明雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、小林清一君、小林昭一君を指名いたします。

◎日程第2 諸般の報告

議長（渡邊明雄君） 日程第2、諸般の報告を行います。

初めに、地方自治法第121条の規定により、村長及び教育長に対し、説明員の出席要求を行ったところ、お手元に配布したとおり、説明員の報告がありましたのでご了承願います。

次に、監査委員より、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月現金出納検査の結果について、お手元に配布したとおり報告がありました。

報告書の内容については、朗読を省略いたします。

次に、5月19日に第1回町村議会議長会議が山梨県自治会館において開催されました。

審議結果については、お手元に配布してありますので、朗読を省略いたします。

次に、議員派遣については、お手元に配布したとおりであります。

ご出席いただいた議員各位には、大変ご苦労さまでございました。

次に、平成27年第1回臨時会において議決した各委員会の閉会中の継続調査の報告を求めます。議会運営委員長 渡辺久男

君。

議会運営委員長（渡辺久男君） 渡辺久男。

議会運営委員会の閉会中の継続調査について報告をさせていただきます。

平成27年第1回臨時会において、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、継続調査を要する旨を議長に対し申し出、5月13日の本会議において議決された件についての報告であります。

6月3日及び9日の午後3時より、議員控室において委員会を招集いたしました。

出席者は両日ともに委員全員と議長、説明のために総務課長、職務のために議会事務局長及び書記の出席がありました。

まず、6月3日の委員会で決定された事項については、次の6項目です。

1、会期は本日より6月22日までの7日間とし、配布してある会期日程表のとおりとすること。

2、議案の委員会付託は配布してある議案付託表のとおりとすること。

3、報告第3号から報告第5号までの3件を一括議題とすること。

4、議案第32号から議案第35号までの4件を一括議題、一括採決とすること。

5、一般質問通告日時は、6月9日正午までとすること。

6、議会運営委員会の閉会中の継続調査を申し出ること。

以上であります。

次に、6月9日の委員会で決定された事項については、次の2項目です。

1、同日正午に通告が締め切られた5名、8件の一般質問通告

書の取り扱いについて、渡邊政司議員の「特別災害警戒区域内にある避難所の対応策について」及び小林昭一議員の「地方創生の政策手段は」の2件の通告書は、本人に通告取り下げを検討してもらうことが妥当という答申を議長に行うこと。

2、地方創生に関する議会と執行部の意見交換会を開催するように執行部へ求めること。

以上であります。

以上で議会運営委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

議長（渡邊明雄君） 総務教育厚生常任委員長 小林利雄君。

総務教育厚生常任委員長（小林利雄君） 8番 小林利雄。

総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査について報告させていただきます。

平成27年第1回臨時会において、所管事務の調査について継続調査を要する旨を議長に対し申し出、5月13日の本会議において議決された件についての報告であります。

6月5日午後4時より、議員控室において委員会を招集いたしました。

委員全員と、職務のために議会事務局長及び書記の出席がありました。

招集に係る事件は、「ときめき出会いパーティーについて」及び「鳴沢村消防団の出動手当等について」の2件です。

会議では、ときめき出会いパーティーの今後の取り扱いについて、議会主導のときめき出会いパーティーは一旦中止し、執行部の人口減少対策のメニューの一つとして、婚活パーティーについてもさまざまな検討・協議を行うよう求めるという前任の委員会の決定を踏襲することに決定しました。

また、消防団の適正な出動手当額は今後も検討し、必要に応じ

て首長への要望事項として上げるといふ、これも前任の委員会の決定を踏襲することに決定しました。

最後に、委員会の閉会中の継続調査申し出については、所管事務の調査について、今後も継続調査を要するものと決定いたしましたので、会議規則の規定により議長に申し出ました。

以上で総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

議長（渡邊明雄君） 建設産業経済常任委員長 三浦直樹君。

建設産業経済常任委員長（三浦直樹君） 1番 三浦直樹。

建設産業経済常任委員会の閉会中の継続調査についての報告をさせていただきます。

平成27年第1回臨時会において、所管事務の調査について継続調査を要する旨を議長に対し申し出、5月13日の本会議において議決された件についての報告であります。

6月9日午後2時より、議員控室において委員会を招集いたしました。

委員全員と議長、会議事件説明のため振興課長ほか振興課担当職員、職務のため議会事務局長及び書記の出席がありました。

招集に係る事件は、「平成27年度に予定している道路工事等について」及び「委員会の閉会中の継続調査申し出」についての2件です。

会議では、担当課より、平成27年度に実施を予定している4件の村道改良工事をはじめ4件の水道工事などの工事概要や工事金額、また、中山間地域総合整備事業の概要及び進捗状況、また、今年度を実施を予定している工事の説明を聴取いたしました。

最後に、委員会の閉会中の継続調査申し出については、所管事務の調査について、今後も継続調査を要するものと決定いたし

ましたので、会議規則の規定により議長に申し出ました。

以上で建設産業経済常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

議長（渡邊明雄君） 広報常任委員長 佐藤博水君。

広報常任委員長（佐藤博水君） 佐藤博水。

広報常任委員会の閉会中の継続調査について、報告をさせていただきます。

平成27年第1回臨時会において、所管事務の調査について、継続調査を要する旨を議長に対し申し出、5月13日の本会議において議決された件についての報告であります。

6月5日午後3時より、議員控室において広報常任委員会を開催いたしました。

委員全員と議長、職務のために議会事務局長及び書記の出席がありました。

招集に係る事件は、「鳴沢村議会だより発行の経過等について」及び「委員の役割分担等について」並びに「委員会の閉会中の継続調査申し出の件」の3件です。

会議では、委員会の委員構成が変更したことに伴い、平成22年9月より発行が開始された議会だよりの発行までの経過や、現在の状況の再確認を行うとともに、議会だより作成に関わる委員の役割分担を協議し、決定いたしました。

また、委員会の閉会中の継続調査申し出については、所管事務の調査について、継続調査を要するものと決定しましたので、会議規則の規定により議長に申し出ました。

以上で広報常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

議長（渡邊明雄君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第3 会期の決定

議長（渡邊明雄君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月22日までの7日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡邊明雄君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から6月22日までの7日間と決定しました。

◎日程第4 報告第2号第一区・第二区からの陳情及び回答の報告

議長（渡邊明雄君） 日程第4、報告第2号第一区・第二区からの陳情及び回答の報告を議題といたします。

この件について、報告を求めます。総務課長。

総務課長（渡辺伸一君） 報告第2号第一区・第二区からの陳情及び回答についてご報告いたします。

鳴沢村第一区より平成27年5月8日付、第二区より平成27年4月6日付で、平成27年度陳情を受けました。担当課で現地調査及び検討を行い、取りまとめた結果を別紙のとおり、第一区に平成27年5月22日付、第二区に平成27年4月17日付で回答しましたので、次のとおり報告します。

以上で報告第2号についての説明を終わります。

議長（渡邊明雄君） 以上で報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渡邊明雄君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第2号の報告を終了いたします。

◎日程第5 報告第3号平成26年度鳴沢村一般会計繰越明
許費繰越計算書の報告

◎日程第6 報告第4号平成26年度鳴沢村簡易水道事業特
別会計繰越明許費繰越計算書の報告

◎日程第7 報告第5号平成26年度鳴沢村介護保険特別会
計繰越明許費繰越計算書の報告

議長（渡邊明雄君） 日程第5、報告第3号平成26年度鳴沢村一
般会計繰越明許費繰越計算書の報告から日程第7、報告第5号
平成26年度鳴沢村介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書の
報告までの3件を一括して議題といたします。

この件について、報告を求めます。鳴沢村長、小林 優君。

村長（小林 優君） 報告第3号平成26年度鳴沢村一般会計繰越
明許費繰越計算書の報告から報告第5号鳴沢村介護保険特別会
計繰越明許費繰越計算書の報告までの3件につきまして、ご報
告いたします。

地方自治法第213条第1項の規定に基づき、平成26年度事
業の一部を平成27年度へ繰り越すために、本年第1回定例会
において議決していただいた繰越明許費について、同法施行令
第146条第2項の規定に基づき、繰越計算書を調製し、報告
するものであります。

本年第1回定例会において、一般会計が10事業、総額7,9
04万2,000円を繰越明許費として議決していただいておりますが、このうち、国の交付金の対象外とされたことにより
事業が執行できなくなった小さな拠点形成事業97万円を差し
引いた額を繰り越しいたしました。また、簡易水道事業特別会
計が1事業、総額1,200万円を繰越明許費として議決して
いただいております。なお、介護保険
特別会計においては1事業、総額315万4,000円を繰越

明許費として議決していただいておりますが、全額を平成26年度中に執行できたことから、繰り越しは行いませんでした。

事業の内訳としては、一般会計が地方版総合戦略等策定事業849万5,000円、地域住民生活環境向上事業313万3,000円、子育て支援保育所主食代助成事業50万1,000円、中山間地域総合整備事業555万円、被災農業者向け経営体育成支援事業2,072万円、プレミアム商品券発行事業473万8,000円、地方創生観光振興事業187万7,000円、排水池維持管理事業1,230万円、河口湖南中学校テニスコート・弓道場新設工事分担金2,075万8,000円、以上9事業、総額7,807万2,000円、簡易水道事業特別会計が水道整備事業の1事業、1,200万円が平成27年度への繰越明許額となります。

これらの財源として、一般会計が国庫支出金の地域住民生活等緊急支援のための交付金1,850万4,000円、社会資本整備総合交付金364万2,000円、県支出金の被災農業者向け経営体育成支援事業費補助金1,611万円、地域消費喚起等支援交付金23万7,000円、一般財源3,957万9,000円、簡易水道事業特別会計が国庫支出金の簡易水道等施設整備費国庫補助金278万9,000円、既収入特定財源の一般会計繰入金921万1,000円を繰り越いたしました。

いずれの事業もさまざまな要因により、平成26年度内では執行が困難となったため繰越明許としたものですが、鋭意計画的に事業執行していきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上で報告第3号から報告第5号までの報告を終わります。

議長（渡邊明雄君） 以上で、報告第3号から報告第5号までの3件の報告を終了いたします。

なお、この報告については、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告のみで足りるものであることを申し添えます。

**◎日程第8 報告第6号教育に関する事務の管理及び執行の
状況の点検並びに評価の報告**

議長（渡邊明雄君） 日程第8、報告第6号教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検並びに評価の報告を議題といたします。

この件について報告を求めます。教育長。

教育長（渡辺千秋君） 報告第6号教育に関する事務の管理及び執行状況の点検並びに評価の報告についてご報告いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、平成26年度についての教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価を行いましたので、同条同項の規定により報告するものであります。

表紙の次が評価の報告書です。評価項目については、鳴沢村第4次長期総合計画の基本計画の施策に基づき、教育委員会の活動についての評価、教育委員会が管理・執行することについての評価、教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務についての評価を大項目として分類し、中項目には学校教育の充実、青少年の健全育成、文化活動の推進、文化財の保護と活用、生涯学習の推進、スポーツ等の推進について分類し、評価項目、内容については、教育委員の意見も参考にして、評価を行っております。

以上で報告第6号についての報告を終わります。

議長（渡邊明雄君） 以上で報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。7番 三浦利雄議員。

7番（三浦利雄君） 7番 三浦利雄。

私は、この教育委員会の自己点検、自己評価を平成25年度と比較してみました。A評価、B評価、これは、評価すべて平成25年度と平成26年度は同じです。評価の根拠、これ7項目違っていましたがけれども、内容的には、例えば去年2月の大雪の後の学校の破損及び修理工事の箇所とか、体育祭やロードレース大会の参加人数等のことでした。3段階の評価で難しい面もあるかも知れません。また、自己評価ということですから、なかなかBをAにということが難しいのかもわかりません。

そこで、新教育長ですからちょうどいい機会ですので、内容も吟味していただいて、新しい目で取り組んでほしいなというように思います。A評価は「達成またはほぼ達成している」、B評価は「概ね達成している」ということになっています。Aの「ほぼ」というのは大方、また大体という意味です。またBの「概ね」も、大方、また概してという意味合いですから、その辺はあんまり深く考えないで素直に評価したらどうかなというふうに思います。

以上です。

議長（渡邊明雄君） 教育長。

教育長（渡辺千秋君） ただいまの三浦利雄議員のご指導等も参考にしながら、今後吟味していきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

議長（渡邊明雄君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渡邊明雄君） 以上で質疑を終了いたします。以上で、報告第6号の報告を終了いたします。

◎日程第9 議案第31号鳴沢村ひとり親家庭医療費助成に

関する条例の一部を改正する条例 を定める件

議長（渡邊明雄君） 日程第9、議案第31号鳴沢村ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。福祉保健課長。

福祉保健課長（渡辺英博君） 議案第31号鳴沢村ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例改正につきましては、山梨県ひとり親家庭医療費助成事業費補助金交付要綱の一部が改正されたことに伴い、ひとり親家庭となる対象児童に父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童を追加するものであり、また、第2条第6項及び第4条第2項の語句をそれぞれ修正するものであります。

改正内容としましては、議案の2枚目をごらんください。

第2条第3項の用語の定義中、第5号の次に、「父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第十条第一項の規定による命令（それぞれ母又は父の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた児童。」を追加し、第6号を第7号に、第7号を第8号に、第8号を第9号にそれぞれ繰り下げ、第6項の「家族療養」を「家族療養費」に、第4条第2項の所得制限中、「所得税法」を「所得税法等」にそれぞれ改めるものであります。

附則として、本条例の施行期日を公布の日からとするものであります。

以上で議案第31号の提案理由の説明を終わります。

議長（渡邊明雄君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(渡邊明雄君) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(渡邊明雄君) 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(渡邊明雄君) 討論なしと認めます。

これより議案第31号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(渡邊明雄君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第10 議案第32号平成27年度鳴沢村一般会計補正予算(第1号)

◎日程第11 議案第33号平成27年度鳴沢村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

◎日程第12 議案第34号平成27年度鳴沢村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

◎日程第13 議案第35号平成27年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算(第1号)

議長(渡邊明雄君) 日程第10、議案第32号平成27年度鳴沢村一般会計補正予算(第1号)から日程第13、議案第35号

平成27年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算（第1号）までの4件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 議案第32号平成27年度鳴沢村一般会計補正予算（第1号）から議案第35号平成27年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算（第1号）までの4件につきまして提案理由をご説明申し上げます。

平成27年度の各会計歳入歳出予算の総額に、緊急を要するものとして、新たに5,852万7,000円を追加し、一般会計並びに特別会計予算総額を27億9,173万8,000円とするものであります。

主な歳出の概要につきましては、農道犬子草里線拡幅改良事業2,509万4,000円、村道改良事業1,666万8,000円、簡易水道事業特別会計繰出金890万円、臨時福祉給付金支給事業482万2,000円で、早急に対応しなければならないものとして計上しております。

これらの事業実施に係る財源として、臨時財政対策債4,500万円、臨時福祉給付金給付事業費補助金をはじめとする国庫支出金655万1,000円などを見込んでおります。

なお、今回提出させていただいた補正予算を含む平成27年度予算と、平成26年度から平成27年度に繰越明許させていただいた予算の総額は28億8,181万円となります。

鋭意事業を執行してまいりますので、議員各位におかれましても、特段のご理解、ご支援を賜りたいと存じます。

以上で議案第32号から議案第35号までの提案理由の説明を終わります。

議長（渡邊明雄君） 以上で提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第32号から議案第35号までの4件については、会議規則第36条第1項の規定により、予算決算常任委員会に付託の上、審査することにいたします。

◎日程第14 一般質問

議長（渡邊明雄君） 日程第14、一般質問を行います。

ここで、一般質問通告取り下げの報告をいたします。

6月9日に渡邊政司議員から通告のありました「特別災害警戒区域内にある避難所の対応策について」及び小林昭一議員から通告のありました「地方創生の政策手段は」の2件の質問は、本人より通告取り下げの申し出がございましたので、これを許可いたしました。

質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

佐藤博水君からの、「村内での小型無人機「ドローン」飛行の使用規制の検討内容について」の質問を許します。6番 佐藤博水君。

6番（佐藤博水君） 6番 佐藤博水。

村内での小型無人機、ドローンと言われておりますけれども、飛行の使用規制の検討内容について、村長に伺います。

最近、全国各地で小型無人機ドローンの飛行がはやり、さまざまな問題が発生しております。

本村では、生き生き広場をはじめ公園、駐車場、体育施設、スポーツ広場等、比較的広大な面積を有する村有地を管理し、夏季から秋季にかけて冷涼地域で人気が高く、多くの利用者がございます。このような施設での小型無人機の操縦等は全国ではやり、新聞広告等でも格安の小型無人機が販売されており、その保有率ははかり知れないものがあるかと思えます。

広大な面積を有する本村施設での小型無人機の飛行が危惧され

るところであります。5月14日山日新聞で、県と市町村の施設使用規制等の方針が掲載され、鳴沢村も問題の起こる前に条例の改正も含めたことを検討したいというような報道でございました。

その後どのように検討され、見直し内容や使用規制の有無、改正するのであれば、時期や周知徹底方策等を伺います。

議長（渡邊明雄君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） ただいまの佐藤博水議員の質問にお答えいたします。

まず、山日の報道された県、鳴沢村等も、問題が起こる前に必要なら条例の改正も含め検討したいという答えであったようですが、必要ならを削られて報道されたようであります。まずその点をお含みおき願いたいと思います。

また、山梨県と県内市町村において、ドローンに対する規制について照会しました。山梨県は、県都市公園条例の中で危険な行為を禁止しており、ドローンの飛行は危険な行為に位置づけられるので、既存の条例で対応できるとの回答でありました。

また、近隣の富士河口湖町、山中湖村へ公園施設等へのドローン規制に伴う設置管理条例の一部改正の動きを確認しましたが、既存の条例の中に他人に迷惑をかける行為を禁止する条項があり、現状の条例で対応し、特にドローンに特化した条例の一部改正を行う予定はないとの回答をいただきました。

鳴沢村では、想定される施設は生き生き広場、村民スポーツ広場等が考えられますが、生き生き広場は、鳴沢村生き生き広場の設置及び管理に関する条例の第5条、行為の禁止で、「公の秩序又は善良の風俗に反すること」、またスポーツ広場は、鳴沢村民スポーツ広場の設置及び管理に関する条例第8条、使用の禁止又は取消しで、「公の秩序又は公益を害するおそれがあると認めた場合」、及び同規則第8条、使用者の遵守事項で、

「他人に迷惑をかける行為又は、危害を及ぼす行為をしないこと」と規定されておりますので、ドローンの飛行は禁止行為として規制できると考えております。

さらに、生き生き広場使用許可申請書の使用上の遵守事項でラジコンの使用は禁止しており、広場内に設置してある看板も同様な注意書きをしてあります。

また、村民スポーツ広場も、使用上の注意の看板に使用許可がなければ利用できないことが明記されております。

以上の点から、条例改正は考えておりません。

以上で、佐藤博水議員の質問にお答えいたします。

議長（渡邊明雄君） 6番 佐藤博水君。

6番（佐藤博水君） ありがとうございます。

既存の規制で十分その辺のことは賄うというようなことでございました。改正しないというようなことで解釈したいと思えますけれども、もし飛行があった場合の対処方法、それから、もし事故があった場合の対処方法、それから規則には決まっているわけですけれども、その施設の監視体制等はどのように行うのかということをお伺いしたいと思います。

議長（渡邊明雄君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） ドローンは全国で注目されている、また首相官邸でもあのような事件がありましたので、今国会で政府も航空法改正案を提出するというような報道もありますので、その点を踏まえて検討させていただきたいと考えております。

議長（渡邊明雄君） よろしいですか。6番 佐藤博水君。

6番（佐藤博水君） 問題が出たばかりでなかなか難しい問題があるかと思えます。国会でもそのようなことを検討されるということですので、それについてということでもいたし方がないかなというふうに考えます。

ひとつ逆の発想で、こういう広大な土地があるわけでございますので、あっちこっちからこういうやっちゃいけないというようなことが出るわけです。そうすると、どうしてもそのうっぶんする場所が求められるわけですけれども、その辺をうまく利用して、どういうものかわかりませんが、操縦の競技大会とかそんなことが開催できないかというようなことも考えるわけです。

それから、広大の行政区域で管理しているわけです。鳴沢村が管理しているわけですけれども、監視業務にも例えばこのドローンの採用は有効じゃないかなというふうに思います。例えば、不用品やごみの不法投棄の発見だとか、今後開催されるロードレース大会の速報だとか、あるいは国道の渋滞情報だとか、災害等の実態調査というようなことで非常に有効視されているわけですけれども、その辺のお考えを伺いたいと思います。

議長（渡邊明雄君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 国の検討課題の中に機械の許可制というようなことも出ていますし、国会がどのような決めになるかわかりませんが、今も村のPR等には使っているわけですので、夜間を含めない広域での活用は考えておりますし、今も活用させていただいておりますので、この点は規制範囲以外だと解釈しております。

以上です。

議長（渡邊明雄君） 再質問が所定の回数に達しましたので、次に入らせていただきます。

続いて、「少年スポーツ振興方策としてのスポーツ少年団加入促進について」の質問を許します。6番 佐藤博水君。

6番（佐藤博水君） 6番 佐藤博水。

少年スポーツ振興方策としてのスポーツ少年団加入促進につい

て、教育長に伺います。

近年の少子化により、全国でスポーツ少年団の団員数は年々減少しており、単独単位団では活動が思うように運営できない単位団もできています。本村も若干の少子化傾向ではありますけれども、現在のスポーツ少年団加入団員数は、小中学生総数の半数以下でございます。さらに、ここ数年、小中学生の体力は低下をたどっており、基礎体力を身につける年代の運動経験が大変重要であることはご承知のとおりだと思います。

スポーツ基本法の基本理念に、成長過程にある青少年スポーツを各関係機関と連携を図りながら推進されなければならないとあります。平成25年第4回定例会一般質問において、新しい取り組みとして、団員募集活動費を単位団に補助する、それから新規に単位団合同でのスポーツレクリエーションを実施し、団員の増員を図るといような答弁でした。これらを含めてどのように実施され、その結果と成果を踏まえ、今後の対策を伺いたいと思います。

議長（渡邊明雄君） 教育長。

教育長（渡辺千秋君） 佐藤博水議員の質問にお答えします。

平成25年度に団員増員対策として、野球、剣道、ソフトテニス、硬式テニスの4つの単位団に5,000円を補助しております。各単位団からは、ポスター作成、体験会の費用の一部に充てたとの報告を受けています。

また、平成26年度の新規事業として、気軽にスポーツ少年団活動に触れてもらうことを目的として、6月14日に鳴沢村スポーツ少年団主催による鳴沢村スポーツ少年団体験練習会を開催しております。周知方法は、全戸と小中学校及び保育所にチラシを配布したほか、公共施設にチラシを掲示したと聞いております。当日は、小学校校庭、武道館、屋内テニスコート場を

会場に、各単位団が独自の体験練習会を企画し、成果としましては、各単位団に10名弱の参加者があり、この体験練習会をきっかけとして若干名の入団があったとの報告を受けています。

平成27年度の総会時点での入団状況は85名で、新たな入団者は16名ありましたが、進学等により、平成26年度より18名減少となっております。

生活スタイルも多様化になるとともに、子どものスポーツ環境も、従来のスポーツ少年団を中心とした活動からサッカーなどのクラブチーム加入や個人レッスン等の活動に移行する児童も多く、多種多様化していますが、依然としてスポーツを日常的にしていない子どもがいることも事実です。

今後の少年スポーツ振興対策としてのスポーツ少年団加入促進については、単位団によっては団員加入に苦慮しているとの話を聞く一方で、既に団員数が多く、これ以上入団者がふえると十分な練習の機会を提供することができないおそれがあるとの理由から、積極的な勧誘は控えている単位団もあると聞いております。こうした理由から、今年度は鳴沢村スポーツ少年団合同での体験練習会は計画しなかったそうです。

今後は、4月上旬に実施している小学校児童及び中学校生徒への入団案内に加え、鳴沢村スポーツ少年団常任委員会においても団員募集方法について検討していただき、教育委員会としての支援をしていきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（渡邊明雄君） 6番 佐藤博水君。

6番（佐藤博水君） いろいろな方策をしてもらったようですが、ポスターをして呼びかけたというようなことではございますけれども、一方的な一方通行でございます、できればもっとかみ砕いて誘っていただければいいかなというような気がし

ます。

いずれにしても、一方通行、例えばポスターを見せたりとか、あるいは募集要項を張ったとかということでやると、見るか見ないかわからないわけです。ですからこの辺もしっかりPR活動をしていただいて、より多くの団員が加入するようにしていただきたいと、このように思います。

それから、非常にこの指導者も重要なわけございまして、以前、スポーツ少年団の指導者協議会というのがあるわけですが、鳴沢村でも指導者協議会の結成を呼びかけて、スポーツ少年団活動も活性化するようにということでしたわけですが、その後のどのようになっているのか伺いたいと思います。

なおそれから、今はいろいろな4団ですか、あるわけですが、ニーズに応じたスポーツ教室等をしてふやしていくという必要性もあるじゃないかとも思いますけれども、その辺の考えも伺いたいと思います。

議長（渡邊明雄君） 教育長。

教育長（渡辺千秋君） 指導者協議会の設置ですが、まだ今のところ予定はしていないということを聞いております。また、ふだんスポーツに親しみがない子どもたちや親世代をターゲットとしたスポーツイベント等を、スポーツ推進委員さんとまた相談しながら企画して、今後していきたいと思います。それがスポーツ少年団の入団につながるかどうかというのは、まだわかりません。そして今、85名と言いましたけれども、博水議員もご承知と思いますが、村外から17人のスポーツ少年団の入団の方がおります。ということは、村外から来るということは鳴沢村はまだ恵まれているじゃないかと、そんなことを言ったら弊害になるかわかりませんが、今後も、それからまた担

当も手を抜いているわけではございません。一生懸命やっているんですけれども、やっぱりそれが成果につながらないというようなこともありますので、その辺はご理解と、また、さらなるご指導をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（渡邊明雄君） 6番 佐藤博水君。

6番（佐藤博水君） これらについては、先ほど申し上げましたように、成長過程の子どもということで、結果がすぐ見えてこないという、非常にこういう難しさがあるわけです。地道に努力していければ結果は必ずあらわれてくると、こんなふうに思います。ぜひ積極的な勧誘活動をして、1人でも多くの子どもがそういうスポーツに親しめるように、そして体力が増強できるようにということで、対応をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（渡邊明雄君） 以上で佐藤博水君の一般質問を終わります。

次に、「国の人材支援制度を活用した村の発展について」の質問を許します。8番 小林利雄君。

8番（小林利雄君） 8番 小林利雄。

国の人材支援制度を活用した村の発展について、村長にお伺いいたします。

政府は、地方創生に積極的に取り組む市町村に対し、意欲と能力のある国家公務員や大学研究者、民間人材を派遣し、地域に応じた処方せんづくりを支援するため、地方創生人材支援制度を創設しました。

また、地域おこし協力隊員の活躍で地域を元気にしている市町村が多くあると聞いております。

国の人材支援制度を活用した村の発展を考えているかお伺いいたします。

議長（渡邊明雄君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 小林利雄議員の質問にお答えいたします。

地方創生に取り組むための基本的な指針となる地方版総合戦略について、現在全国の自治体が策定に向け動いており、本村でも準備等を進めているところです。

地方版総合戦略を策定する上で国では、産官学金労言の各分野の関係者を推進組織に参画させることを奨励しております。基本的な考え方としては、産は産業界、官は行政機関、学は教育関係機関、金は金融機関、労は労働団体等、言はメディアになり、そのほかにも地域の住民や議会においても議論をいただきながら、それぞれの関係者との連携体制を備える必要があります。

また国においては、地方版総合戦略の策定を含め地方創生の取り組みを支援するため、相談窓口を設置し、都道府県ごとに地方創生コンシェルジュを配置しております。内閣府、警視庁、金融庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省など多くの省庁から山梨県に愛着のある担当者が選任され、所属省庁、氏名、連絡先などの記された名簿も配布されております。

質問の要旨にあります国の人材支援制度の活用につきましては、総合戦略の中身が固まるまでの間は、先ほど述べました地方創生コンシェルジュの支援を活用し、総合戦略の中身がある程度固まり村の進む方向が見えた段階で、国の支援がある場合は、地方創生人材支援制度により専門的知識を有する支援員の活用や地域おこし協力隊の募集を検討すべきと考えております。

以上で、答弁とさせていただきます。

議長（渡邊明雄君） 8番 小林利雄君。

8番（小林利雄君） 人口減少克服と地方創生の実現には、執行側、議会ともに協力して、国の情報支援、人的支援、財政支援を上

手に活用して、鳴沢村の発展を図ることを期待して、質問を終了します。

議長（渡邊明雄君） 以上で、小林利雄君の一般質問を終わります。

次に、「野尻の草原維持と活用策について」の質問を許します。

5番 渡邊政司君。

5番（渡邊政司君） 5番 渡邊政司。

野尻の草原維持と活用策について、村長に伺います。

野尻は、野焼きやカヤ刈り等により広大できれいな草原に保たれていましたが、中央を舗装道路が通るようになってから道路沿いに松の木や雑木が生えて、草原から林に遷移しつつあります。

野尻は軽水林道沿いにあり、精進湖登山道にも近く、富士山を一望できる村の自然遺産です。野尻の植生遷移を食いとめて草原を維持することができれば、今後多様な観光ニーズに対応できる体験交流型ツーリズムにも活用することができます。

野尻を今後どのように利用していくのか、村長の考えを伺います。

議長（渡邊明雄君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 渡邊政司議員の質問にお答えします。

野尻は、昔より屋根のふき替え用のカヤ場として慣行的に利用し、村民には欠かせない場所となっていました。しかし現在は、生活環境の変化や改善に伴い、数十年前から野尻の利用は途絶えております。

また、野尻は県有地であり、慣行的に利用させていただきただけでありますし、恩賜林のような入会権もないと伺っております。そのような関係から、野尻の観光目的による利用は、土地所有者である山梨県との協議をすることにより、既存の林道などを利用することで可能のようですが、県の方針は、植生遷移

を食いとめず、自然林として育成することのようです。したが
いまして、政司議員の質問にあります、草原のまま維持するこ
とは現状では不可能と考えております。

また昨年、やまなし観光推進機構に同行してもらい、観光資源
としての可能性の高い富士林道や野尻を含む軽水林道などのポ
イントを視察していただきましたが、結果として、観光資源と
しては道路の道幅が狭いことや気軽にとめる駐車場がないこと
などにより、観光資源としては相応しくないとの回答をいただ
きました。

以前にも、精進湖登山道沿いの観光資源の活用等も提案してい
ただきましたが、ケース・バイ・ケースによりまして、どれほ
どの利用客があるかによって推奨すると考えておりますので、
今後は、今年度で計画している地方版総合戦略の中でも村の観
光のあり方を検討する必要があると思いますので、村内の有効
な観光資源の探索を続けていきたいと思っておりますので、政
司議員などのご協力、ご推薦をお願いいたしまして、答弁とさ
せていただきます。

議長（渡邊明雄君） 5番 渡邊政司君。

5番（渡邊政司君） 5番 渡邊政司。

牧丘町には乙女高原というものがあります。乙女高原ではこの
ファンクラブをつくって、ボランティアによる草刈りを実施し
ています。地域の活性化、まちおこしなどの起爆剤には、よそ
者、若者、ばか者の力が不可欠だとよく言われますが、この乙
女高原ではその取り組みにはこの3つの要素がそろっています。

今、全国の自治体では、地方創生に向けて政策の策定に取り組
んでいます。自分たちで何が必要なのかを考え、企画し、どう
すれば活性化できるのかをしっかりと考え、鳴沢村に合った政策
を具体化していく必要があります。

野尻の草原維持活動には、よそ者や若者の参加も大いに期待できます。いま一度村長に再考を促し、質問を終わります。

議長（渡邊明雄君） 以上で、渡邊政司君の一般質問を終わります。

次に、「個性ある学校づくりに対する考え」についての質問を許します。4番 小林昭一君。

4番（小林昭一君） 個性ある学校づくりに対する考えについて、教育長にお尋ねをいたします。

前任教育長は、時代に則した取り組みも研究していきたいと答弁されていましたが、新教育長はどのような方法を考えていますか。基本的な教育方針も大切ですが、個性ある学校づくりが大切だと思います。先ほど教育長のほうから報告のありました国際理解の教育の推進という項目の中で、ALTのほうも進めているようですけれども、それもあわせて、使えるあれはいろいろあると思うんですけれども、どのような方針でいらっしゃるか、考え方を教えてください。

議長（渡邊明雄君） 教育長。

教育長（渡辺千秋君） 小林昭一議員の質問にお答えします。

鳴沢小学校の特色として、23年間継続している外国人講師による英語指導や、パソコンや電子黒板を活用した情報教育の推進、資源ごみの回収や村内のごみ拾い、特別養護老人ホームへの慰問、特別支援学校との交流等、環境教育や福祉教育の充実を図っています。

また、昨年度から金銭教育研究校に指定されていることもあり、金銭教育にも力を入れているところであります。健全な金銭感覚を養い、物やお金を大切にし、資源の無駄遣いを避ける態度を身につけさせ、それを通じて社会形成者としてふさわしい自立した人間形成を目指しております。

加えて、人間が生きていく上での基礎となる食育教育も引き続

き行っております。栄養教諭を中心として、食物アレルギー対策はもちろん、子どもみずからが栄養や食事のとり方などを正しい知識に基づいて判断し、将来にわたって望ましい食習慣を身につけることができるよう教育を行っております。

子どもたち一人一人の適正や能力を生かして、たくましく生きていく人材を育てるために、学校の教育全体を創造的で柔軟なものにしていくような個性ある学校づくりが必要となってきました。総合的な学習の時間を利用し、地域施設や人材と協力しながら地域の教育力を生かした体験活動等を行うなど、児童の視野を広げ、実感を持って課題解決学習に取り組むことが効果的であると考えておりますので、今後も地域との連携を意識した教育を行うよう協議していきたいと思っております。

先ほども申し上げましたが、鳴沢小学校ではパソコン等を使用した情報教育を推進しておりますが、近年子どもたちのメディア環境も大きく変化が生じており、スマートフォン等の長時間使用による生活習慣の乱れや不適切な利用による青少年の犯罪被害、さらにプライバシー上の問題等につながるケースがふえています。今後は小学校とも協議し、情報モラルの育成を推進していく必要があるかと考えております。

少子高齢化の進行、国際化、情報化の進展など激しく変化する社会の中にあっても、次世代を担うかけがえのない子どもたち一人一人を大切に育成するため、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力の調和のとれた生きる力の育成を目指した教育の推進、子どもの育成は学校教育のみで済まされるものではありませんので、学校・家庭・地域の連携、協働しながら教育に取り組む体制を目指していきたいと思っております。

それから、ALTの関係ですけれども、平成23年度から外国語活動が必修化されまして、小学校5、6年で35時間の必修

項目になっております。内27時間を、そのほかに、1年から4年までは年間各8時間という短い時間ですけれども、その必修とは別に取り組んでおります。それとあと、年に各学年とも2回ですけれども、外国人講師の方と給食を一緒に食べてもらっています。それから、今外国語活動は教科じゃありませんけれども、今後教科になるようなことも聞いておりますので、その状況を見ながら取り組んでいかなければと思っております。

以上で、答弁とさせていただきます。

議長（渡邊明雄君） 4番 小林昭一君。

4番（小林昭一君） 先ほどALTの話もありましたけれども、ALTについても、やはり給食室等で一緒にご飯を食べながらということになると、結構ふだんの授業的な活動でなくて、昼休み等も一緒にやるということがすごく期待できるかなと思いました。ALTの先生、英語がトップの地域もいろいろありますけれども、教育の英語取得の問題等もあると思っておりますけれども、英語力をつける教育者も大変だと思うんですけれども、その辺は内容を検討していただいて、個性ある学校づくりに何が大切なのかよくわかりませんが、まだ。特色ある学校づくりが必要だと私は思いますので、英語の英会話、文語等でなくて英会話が簡単にできるというのがとても大切だと思うので、またその辺も教育委員さんとも話をしながら、また再考願えればと思います。

以上で質問を終わります。

議長（渡邊明雄君） 以上で、小林昭一君の一般質問を終わります。

次に、「医療について」の質問を許します。1番 三浦直樹君。

1番（三浦直樹君） 医療について、村長にお伺いいたします。

村内には、外科、内科を含む総合診療の医師がおりません。

病院・医院を誘致する計画はあるのでしょうか。その場合、何

らかの優遇措置があるでしょうか。

または、保健センター等、村の施設を再利用した常勤または非常勤の医師の雇用の考えはあるでしょうか。お伺いします。

議長（渡邊明雄君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 三浦直樹議員の医療についての質問にお答えいたします。

村内には現在、歯科の医療機関が1カ所あるだけで、外科、内科等の診療は富士河口湖町、富士吉田市まで通院しております。自家用車で移動できる人にとっては、村内も村外もそれほど差はないと思われませんが、交通手段を持たない高齢者や要介護状態の往診医の確保については不便を感じています。

現在、村独自の誘致や補助金等の計画はありませんが、総合病院であります山梨赤十字病院に対しては、建設債償還補助として年額814万円、総額で約1億7,000万円補助しており、これは赤十字病院を誘致するときに河口湖以西で誘致したというような経過をもとに行って、今は富士河口湖町と鳴沢村で行っているわけではありますが、そのようなことを行っておりますし、県では、平成25年3月に地域保健医療計画が改正され、富士・東部地域は一般病床においては基準病床数を既存病床数が上回っているため、高度医療や周産期医療、人口の著しい増加等の特別な事情以外は、病院の新設・増設の計画はありません。しかし医師数においては不足しており、圏域の医療格差への対応が迫られております。

高齢化に伴い、要介護者の在宅介護も大きな問題になっております。往診医師は限られており、入院となった場合を心配し、山梨赤十字病院や富士吉田市立病院まで通院しているケースも多い状況です。また、通院の困難さから薬だけ継続し、診療していないケースもあります。このような状況から、村内に往診を

含め、在宅医療に力を入れてくれる医師の確保は期待したいところでもあります。

また、村独自の支援策としまして、一般の交通手段を利用することが困難な車いす利用者、65歳以上の虚弱なひとり暮らしの高齢者、80歳以上の老人夫婦世帯等の外出支援サービス事業として、医療機関への通院のための移送サービスをシルバー人材センターに委託しており、現在、5名の利用者が月平均2回程度利用しております。今後さらに利用者の増加が予想されております。

なお、保健センターの利用につきましては、現状として、保健センターは健診・教室等で全館利用しており、さらに、医療行為のできるつくりにはなっていないため、保健衛生業務以外の目的での利用は難しい状況であります。

また、他の村施設を再利用した常勤または非常勤の医師を雇用することについても、人口3,000人強の小さな村では、施設の改修、専門の機器や設備、看護師、事務員等の人件費など多額な費用が必要で困難なため、今のところ考えておりません。

今後は、一般の交通手段を利用することが困難な方の外出支援サービス事業をより充実していきたいと考えております。

以上で、三浦直樹議員の質問の答弁とさせていただきます。

議長（渡邊明雄君） よろしいですか。1番 三浦直樹君。

1番（三浦直樹君） 山梨赤十字病院の診察にも、ほかの病院からの紹介状が要るケースも聞いております。鳴沢村の将来の発展のため、また地方創生の一環としても、一刻も早く村内に診療機関を充実していただきたいと思っております。

以上で質問を終わります。

議長（渡邊明雄君） 以上で、三浦直樹君の一般質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

議長（渡邊明雄君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。
お諮りいたします。

議事の都合により、本会議は6月17日から21日までの5日間を休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡邊明雄君） 異議なしと認めます。したがって、本会議は6月17日から21日までの5日間を休会とすることに決定しました。

なお、本会議は6月22日午後3時から再開いたします。

本日は以上で散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時12分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成27年6月16日

議会議長

署名議員

署名議員

平成27年6月22日再開

1、出席議員

1番	三浦直樹	2番	渡辺圭一
3番	小林清一	4番	小林昭一
5番	渡邊政司	6番	佐藤博水
7番	三浦利雄	8番	小林利雄
9番	渡辺久男	10番	渡邊明雄

2、欠席議員

なし。

3、地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職氏名

村長 小林 優 教育長 渡辺千秋 総務課長 渡辺伸一
税務課長 渡辺安司 企画課長 渡辺一博
福祉保健課長 渡辺英博 住民課長 木暮富人
振興課長 三浦寿得 会計管理者 佐藤政中

4、本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 渡辺 積
議会事務局書記 渡邊 寛

5、本日の議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 諸般の報告
日程第3 議案第32号平成27年度鳴沢村一般会計補正予算
(第1号)
日程第4 議案第33号平成27年度鳴沢村国民健康保険特別
会計補正予算(第1号)
日程第5 議案第34号平成27年度鳴沢村簡易水道事業特別
会計補正予算(第1号)
日程第6 議案第35号平成27年度鳴沢村介護保険特別会計

補正予算（第1号）

日程第7 同意第 3号鳴沢村固定資産評価審査委員会委員の
選任に同意を求める件

日程第8 委員会の閉会中の継続調査の件

再開 午後3時00分

議長（渡邊明雄君） 出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

これより日程に入ります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

議長（渡邊明雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、渡邊政司君、佐藤博水君を指名いたします。

◎日程第2 諸般の報告

議長（渡邊明雄君） 日程第2、諸般の報告を行います。

平成27年第1回臨時会以降に開かれました一部事務組合議会に関する事項の報告を求めます。

報告者は、自席にて報告を行ってください。

鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会、6番 佐藤博水君。

6番（佐藤博水君） 6番 佐藤博水。

鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会についての報告をさせていただきます。

平成27年5月22日午前10時より招集され、平成27年鳴

沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会臨時会が行われました。

出席者は議員 18 名と、会議事件説明のため執行部 3 名の出席がありました。

本会議においての会議事件は 10 件で、まず仮議席の指定の後、議長の選挙があり、議長は指名推選で小立地区の外川正純君が選出されました。

次に、議席の指定、会議録署名議員の指名があり、会期は 22 日から 1 日間と決定されました。

次に、副議長の選挙が行われ、指名推選で、鳴沢地区の小林利雄君が選出されました。

次に、総務委員会、部分林委員会、入会権対策委員会の 3 常任委員の選任が行われました。

続いて、議案第 11 号監査委員の選任同意が行われ、倉沢鶴義君を選任することに同意しました。

議案第 12 号平成 27 年度一般会計歳入歳出補正予算（第 1 号）について、事務局から歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ 367 万 9,000 円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ 9,601 万 3,000 円とする提案説明があり、原案のとおり可決しました。

次に、美化協議案第 2 号平成 27 年度富士スバルライン沿線美化推進協力会会計補正予算（第 1 号）について歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,000 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,920 万 1,000 円とする提案説明があり、原案のとおり可決され、閉会しました。

その他として、庁舎老朽箇所修繕工事に伴い会議用テーブルと椅子の買いかえ品と配列例が紹介されました。

以上で、鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会について

の報告を終了いたします。

議長（渡邊明雄君） 河口湖南中学校組合議会、8番 小林利雄君。

8番（小林利雄君） 8番 小林利雄。

河口湖南中学校組合議会臨時会についての報告をさせていただきます。

平成27年6月1日、午前10時30分より招集され、平成27年第2回河口湖南中学校組合議会臨時会が河口湖南中学校において行われました。

議員13名と会議事件説明のために、富士河口湖町長 渡辺凱保組合長、鳴沢村長 小林 優副組合長、鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合長 小林 武副組合長をはじめ執行部5人と教育委員3人及び校長の出席がありました。

本会議における会議事件は5件で、議席の指定、会議録署名議員の指名があり、会期が1日の1日間と決定されました。

次に、選挙第1号副議長の選挙についての件で、議長指名推選により佐藤博水君が指名され、決定されました。

続いて、同意第1号監査委員の選任に同意を求めることについての件で、議会選出監査委員の辞職により富士河口湖町大嵐1509番地3、渡辺文明君が同意され、閉会しました。

また、会議終了後、新しい給食棟の視察を行いました。

以上で、河口湖南中学校組合議会臨時会についての報告を終了いたします。

議長（渡邊明雄君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第3 議案第32号平成27年度鳴沢村一般会計補正
予算（第1号）

◎日程第4 議案第33号平成27年度鳴沢村国民健康保険
特別会計補正予算（第1号）

◎日程第5 議案第34号平成27年度鳴沢村簡易水道事業
特別会計補正予算（第1号）

◎日程第6 議案第35号平成27年度鳴沢村介護保険特別
会計補正予算（第1号）

議長（渡邊明雄君） 日程第3、議案第32号平成27年度鳴沢村
一般会計補正予算（第1号）から日程第6、議案第35号平成
27年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算（第1号）までの4
件を一括して議題といたします。

本案に関し、予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長 小林昭一君。

予算決算常任委員長（小林昭一君） 今定例会におきまして、予算
決算常任委員会に付託された議案第32号平成27年度鳴沢村
一般会計補正予算（第1号）から、議案第35号平成27年度
鳴沢村介護保険特別会計補正予算（第1号）までの4議案につ
きまして、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上
げます。

予算決算常任委員会は、会議日程に従い去る6月16日に開催
し、付託案件の審査を行いました。

その詳細につきましては、議員全員で構成する委員会審査であ
りますので、ここで再び審査の状況、経過について述べること
は省略させて頂き、審査の結果のみをご報告申し上げます。

審査を行った結果、本委員会に付託された4議案について、賛
成全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、会議規則第38条第1項の規定により報告いたします。

議長（渡邊明雄君） 以上で委員長の報告を終わります。

これより質疑に入るわけですが、予算決算常任委員会は議員全
員で構成され、議員諸君は委員会審査の過程を済んでおります
ので、質疑を省略したいと思います。これにご異議あ

りませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(渡邊明雄君) 異議なしと認めます。

よって、これを省略することに決定しました。

これから一括して討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(渡邊明雄君) 討論なしと認めます。

これより議案第32号から議案第35号までの4件を一括して採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案についての委員長報告は可決であります。議案第32号から議案第35号までの4件は、委員長の報告のとおり可決とすることに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(渡邊明雄君) 起立全員です。

したがって、議案第32号から議案第35号までの4件は、原案のとおり可決することに決定しました。

**◎日程第7 同意第3号鳴沢村固定資産評価審査委員会委員
の選任に同意を求める件**

議長(渡邊明雄君) 日程第7、同意第3号鳴沢村固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求める件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

鳴沢村長 小林 優君。

村長(小林 優君) 同意第3号鳴沢村固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求める件について、提案理由をご説明申し上げます。

委員であります三浦久一氏及び佐藤光徳氏が6月30日をもっ

て任期満了となることを受け、選任するものですが、後任とい
たしまして引き続き佐藤光徳氏と新たに鳴沢村3387番地、
渡邊喜美男氏を選任したいと思います。ご存じのように、2人
とも人格高潔で適任と認められますので、地方税法第423条
第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。ご審
議の上、同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（渡邊明雄君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（渡邊明雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議あ
りませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡邊明雄君） 異議なしと認めます。

よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（渡邊明雄君） 討論なしと認めます。

これより同意第3号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めま
す。

（賛成者起立）

議長（渡邊明雄君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第8 委員会の閉会中の継続調査の件

議長（渡邊明雄君） 日程第8、委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

議会運営委員長、総務教育厚生常任委員長、建設産業経済常任委員長、広報常任委員長から会議規則第71条の規定により、委員会の閉会中の継続調査申出書が提出されております。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡邊明雄君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長（渡邊明雄君） 以上で、本定例会に付議された案件の審議は全て終了しました。

お諮りいたします。

会議規則第41条の規定による整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡邊明雄君） 異議なしと認めます。

よって、今定例会に付議された事件は、その整理を議長に委任することに決定しました。

これにて平成27年第2回鳴沢村議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

閉会 午後3時13分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成27年6月22日

議会議長

署名議員

署名議員